

住居確保給付金の支給期間が延長されます

これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3か月間、最長9か月間、家賃相当額を支給。



令和3年1月1日以降

※
最長で**12か月まで**延長することが可能になります
※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、
以下の求職活動を行う方が対象となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・生活再建への支援プランに沿った活動
(家計の改善、職業訓練等)
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接

詳しい支給要件等は

自立相談支援センターたかまつ

〒760-0017 高松市番町二丁目1番1号

月曜日～金曜日（土日祝・年末年始を除く）

8:30～17:15 電話番号：087-802-1081

厚生労働省住居確保給付金特設サイト、コールセンター

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

スマートフォン・タブレットはこちらから→



0120-23-5572

(9:00～21:00) ※土日祝、年末年始も開設

再々延長（12か月まで）を申請するには

延長申請書に必要事項を記載し、自立相談支援機関に提出

- ・世帯人員に変更がないか確認しましょう。
- ・申請月の収入（総支給額）、金融資産額 など必要事項を記載し、支給期間の最終月の末日までに自立相談支援機関に提出して下さい。

※延長には収入・資産要件のほか、地方自治体による審査があります。

再々延長が決定したら

求職活動を行いましょう

決定通知書が届きますので、求職活動を始めましょう。

- ・支援プランに沿った活動（家計の改善、職業訓練等）
- ・ハローワークへの求職申込
- ・月に2回のハローワークでの職業相談
- ・週に1回の企業等への応募、面接

※活動は離職等・休業の方ともに必須です。これらの活動・手続を怠ると、給付が中止されることがありますので、ご注意下さい。

期間中の状況報告をしましょう

受給中は、月に1回、求職活動等状況報告書を自立相談支援機関に提出して下さい。

就職がきまったら／本業が復調したら

自立相談支援機関へ連絡をしましょう。

※常用就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません。

注) 常用就職後に自己の責に帰さない理由で解雇された場合は、住居確保給付金を再支給することができる場合があります。自立相談支援機関までご相談下さい。